

東日本大震災復興関係

女川町離半島部で、町・地元事業者協議会・UR都市機構の 三者協働による新たな仕組みで、高台の戸建災害公営住宅整備を加速化

1 概 要

女川町離半島部の集落では、町の委託によりUR都市機構が、CM方式を活用して高台移転用地の造成工事に着手していますが、本日、女川町、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会、UR都市機構が基本協定・覚書を締結・交換し、三者協働による高台の災害公営住宅整備を開始することとなりました。

女川町の要請・委託に基づき、地域に精通した地元事業者が戸建住宅を建設し、UR都市機構が住宅建設と基盤整備の一体的な技術支援を行うことで、地域に即した良質な戸建災害公営住宅を迅速、着実に整備してまいります。

○女川町と（一社）女川町復興公営住宅建設推進協議会による買取災害公営住宅整備事業

- ・女川町の要請に基づき、地元建設関係企業からなる協議会が高台に戸建災害公営住宅を建設し、町が買取りを行います。

○UR都市機構による住宅建設と基盤整備の一体的な技術支援

- ・町の業務実施体制をサポートするため、買取事業に係る業務支援*を行います。
*買取事業スキーム作成、住宅基本計画検討、設計図書・事業費・工事進捗確認、住宅引渡しに係る支援
- ・協議会の住宅建設が円滑に進むよう、URが実施する高台基盤整備との調整、住宅設計・工事の確認を行います。

2 その他

- ・町・協議会間の基本協定（別紙1）
- ・町・UR間の覚書（別紙2）
- ・女川町離半島部における災害公営住宅整備について（別紙3）
- ・女川町離半島部事業地区位置図（別紙4）
- ・今後の予定：平成25年8月以降順次 町から協議会へ住宅建設要請

○お問い合わせは下記へお願いします。

女川町生活支援課 課長 遠藤

電話 0225 (54) 3131 (代)

UR都市機構宮城・福島震災復興支援局

女川復興支援事務所 副所長 太田

電話 0225 (54) 2811 (代)

東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 1 3 6 番地
女川町長 須田 善明

乙 宮城県牡鹿郡鷺神浜字十二神 5 9 番地
一般社団法人 女川町復興公営住宅建設推進協議会
代表理事 武山 良治

女川町（以下「甲」という。）と一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会（以下「乙」という。）は、東日本大震災の被災者の居住の用に供する離半島部木造災害公営住宅（以下「住宅」という。）の整備について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、東日本大震災からの早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定）

第 2 条 甲は、住宅の建設用地（以下「土地」という。）の選定を行うとともに、住宅の戸数、附帯施設の内容、整備期間等を定めた基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

（甲の要請）

第 3 条 甲は、基本計画を策定し、用地の選定を行ったときは、乙に対しこれを示し、住宅の建設及び譲渡の業務（次条第 2 項各号に掲げる業務を含めることができる。）の実施を要請するものとする。

（乙の業務）

第 4 条 乙は、前条による甲の要請があった場合は、これに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務及び住宅の仕様について、甲乙間で協議を行う。

2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに附帯する業務として、次の各号の業務を実施するものとし、前項の協議によりその内容を決定する。

- 一 附帯施設の整備
- 二 その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

（契約締結）

第 5 条 前条の規定により乙が業務を実施する場合は、甲乙間で費用負担及び住宅の買取りについての契約を締結する。

（定めのない事項等）

第 6 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議して定めるものとする。

女川町離半島部買取災害公営住宅整備事業における
業務支援に係る覚書

女川町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、甲が女川町離半島部において実施する買取災害公営住宅整備事業（以下「本事業」という。）について、平成24年3月1日に締結した「女川町と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災にかかる復興まちづくりの推進のためのパートナーシップ協定」第2条第5項に基づき、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 本覚書は、東日本大震災からの早期復興を図るため、甲が本事業を実施するに当たり、乙が本事業に係る業務を支援することにより、甲乙相互に協力して本事業を円滑に推進することを目的とする。

（対象事業）

第2条 本業務の対象は、別図に示す女川町離半島部における14地区に係る本事業（以下「対象事業」という。）とする。

（役割分担等）

第3条 甲は、対象事業実施の仕組みを整備した上で、各地区における基本計画策定、地元合意形成及び対象事業の実施に係る業務を行い、乙に対して、支援が必要な内容の提示を行う。

2 乙は、前項の提示に基づき、甲乙間で協議の上、次の各号の業務について、甲からの委託に基づき支援するものとする。

- 一 買取災害公営住宅事業実施に係る仕組みづくりに係る支援
- 二 各地区の基本計画の検討に係る支援
- 三 実施設計図書及び積算内訳書の確認に係る支援
- 四 工事進捗確認に係る支援
- 五 買取確定契約及び財産引渡しに係る支援

（委託契約）

第4条 前条第2項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（その他）

第5条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書交換の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

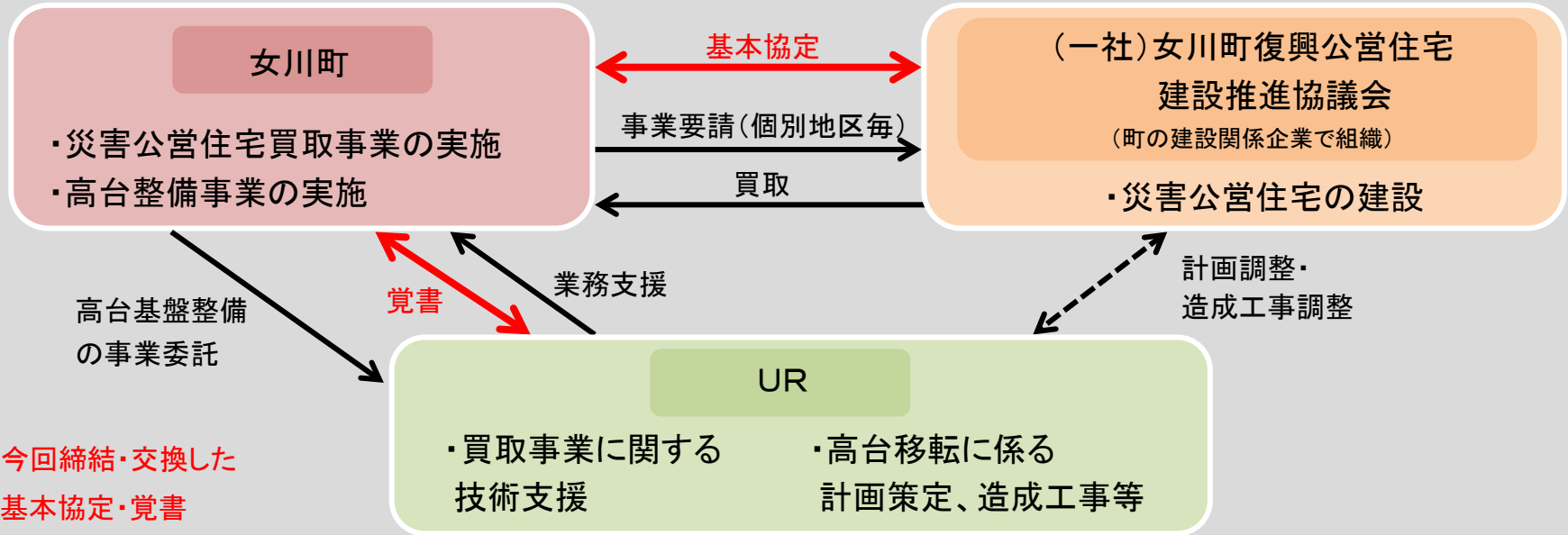
甲 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地
女川町長 須田 善明

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目6番1号
独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山 潤二

女川町離半島部における災害公営住宅整備について

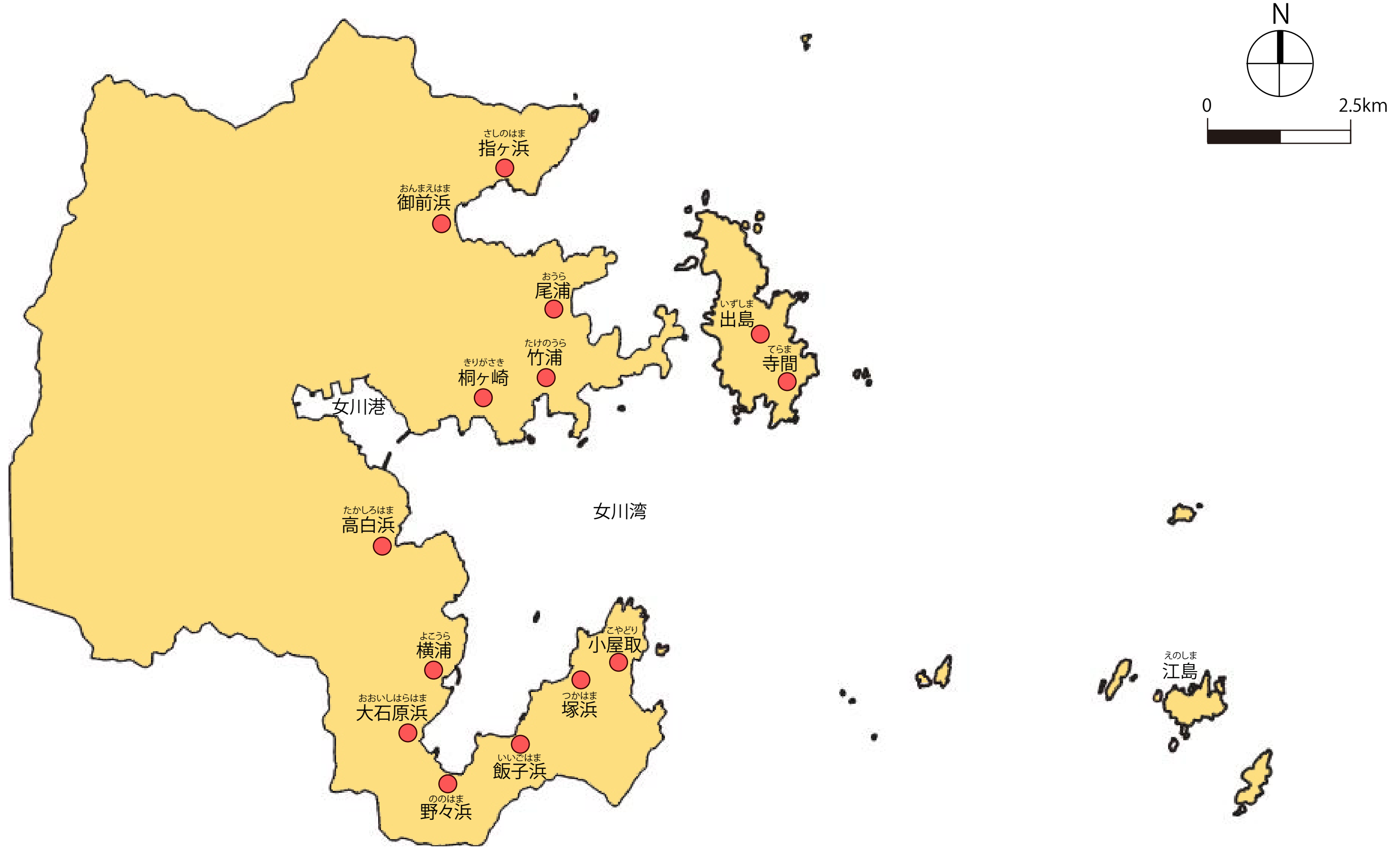
三者協働による新たな仕組み(町の要請に基づき地元事業者が建設した戸建住宅の買取、URによる住宅建設と基盤整備の一体的な技術支援)により、高台の戸建災害公営住宅整備を加速化

◎業務実施体制



- 女川町は、町の建設関係企業からなる協議会と、離半島部集落で供給する災害公営住宅150戸(予定)の全体整備に係る基本協定を締結。個別地区ごとに、住宅建設を要請し、買取りを実施。
- 協議会は、URが女川町から事業委託を受けて整備する高台移転用地に、女川町から要請を受けた災害公営住宅の建設を行い、町に譲渡。
- URは、買取事業に係る業務支援を実施し、町の買取業務実施をサポート。離半島部の高台移転に係る計画策定・造成工事を行っており、住宅建設を円滑・迅速に進めるため、協議会と調整を実施。

女川町離半島部事業地区



●: 事業対象地区を示します